

2019年12月13日

加盟団体 各位

公益財団法人日本バドミントン協会
事業本部長 河崎正紀

サービス高計測器の検定について

日頃は本会の諸事業にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、サービス高を1.15mに固定するルールが2019年4月1日より運用され、これに関連してサービス高計測器は2019年9月14日より検定対象の用器具となりました。

つきましては、2021年4月1日以降の第1種大会では、認定された用器具検定工場のサービス高計測器を使用してください。ただし、2021年3月31日までは導入の猶予期間とし、この間は第1種大会にて当該大会レフェリーが使用を認めたサービス高計測器に限り、当該大会で使用することを認めます。

なお、2020年2月8日（土）に開催の用品用具の検定会で、新たにサービス高計測器の検定を受ける場合には、本会の用器具検定工場としての認定を受ける必要があります。

用器具検定工場に関するお問い合わせ先
(検定工場会幹事会社)

ナガセケンコー株式会社 東日本営業部
(担当 牧野、津田)

電話 03-3614-3501